

高知工科大学学術情報リポジトリ運用指針

(目的)

1. 高知工科大学（以下「本学」という。）は、本学の構成員が教育研究活動で創生した学術情報資料（以下「資料」という。）を高知工科大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に収集・蓄積し、学内外へ無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の推進を図るとともに社会に対する貢献を果たすものとする。

(登録者)

2. リポジトリに資料を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する又は在籍したことがある教職員
 - (2) 本学大学院に在籍する又は在籍したことがある大学院学生及び研究生
 - (3) その他、本学の附属情報図書館長（以下「図書館長」という。）が特に認めた者

(登録要件)

3. リポジトリに登録できる資料は、次の各号全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 学術的な教育研究の成果又は図書館長が特に登録をすることを認めたもの
 - (2) 登録者が作成に関与したものであること
 - (3) 電子的フォーマットで作成されているもの
 - (4) 無償で公開することができるもの
 - (5) 法令上又は社会通念上、問題が生じないものであること

(承諾書の提出)

4. リポジトリに登録を希望する者は、別紙の「登録承諾書」を図書館長に提出しなければならない。

(資料の取扱い)

5. 附属情報図書館（以下「図書館」という。）は、次の各号に掲げる方法により、資料を取り扱うものとする。
 - (1) 当該資料を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) インターネットを通じて、上記(1)の複製物を不特定多数に無償で公開する。
 - (3) 保存及び利用可能性の維持のため、複製、媒体変換を行う。
6. 図書館は、リポジトリに登録された資料の取扱いについては、以下のことを遵守する。
 - (1) 上記5に掲げた利用方法以外による取扱いは行わない。
 - (2) インターネットを通じて資料を利用する者に対し、著作物の利用にあたっては、著作

権法で定める制限規定の範囲内の利用以外は、原則として著作権者に許諾を得る必要がある旨を周知する。

(資料の著作権と利用許諾)

7. リポジトリに登録される資料の著作権については、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 資料の著作権が登録者のみの帰属する場合、登録者は上記5に掲げる利用を無償で許諾するものとする。
 - (2) 資料の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録者以外に帰属する場合、登録者は他の著作権者に対し、上記5に掲げる利用について無償での許諾を予め得ておくこととする。
 - (3) 資料がリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(資料の改廃)

8. 資料を変更又は削除を希望する場合は、登録者は図書館長に申請するものとする。

(公開の停止)

9. 資料が公序良俗に反する場合、盗用・剽窃によることが明らかになった場合又は内容が著しく不適切である等の場合は、図書館長は公開を停止することができる。

(免責事項)

10. リポジトリに登録された資料を利用することによって発生した、利用者のいかなる損害についても、本学は一切責任を負わないものとする。

(その他)

11. 本運用指針に定めのない事項については、必要に応じて、関係者間で協議するものとする。

附則

本運用指針は、平成19年11月1日から施行する。